
プロジェクト	IFRS 第 9 号「金融商品」適用後レビュー
項目	IASB 情報要請「適用後レビュー IFRS 第 9 号『金融商品』分類及び測定」の概要及びコメントの検討

I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会 (IASB) は、2021 年 9 月 30 日に情報要請「適用後レビュー IFRS 第 9 号『金融商品』 分類及び測定」(以下「本情報要請」という。)を公表している (コメント期限: 2022 年 1 月 28 日)。
2. 本情報要請の公表に先立ち、企業会計基準委員会では、2021 年 2 月に金融商品専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員に対して質問票 (以下「本質問票」という。)による初期的なコメントを求めた¹。
3. 第 172 回金融商品専門委員会 (2021 年 11 月 30 日開催)において、本情報要請の概要及び本質問票を通じて寄せられた主な意見を説明したうえで、コメントの方向性について審議し、第 173 回金融商品専門委員会 (2021 年 12 月 15 日開催)においてコメント・レターの文案全体について審議を行った。
4. 本資料の目的は、本情報要請の概要及び本質問票を通じて寄せられた主な意見を説明し、本情報要請に対するコメント・レターの文案全体について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. IASB が公表している本情報要請の概要

(本情報要請の対象範囲)

5. IASB は、IASB のデュー・プロセスの一環²として IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の全体 (IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」における関連する開示要求を含む)をレビューするが、減損の要求事項 (IFRS 第 9 号のセクション 5.5) 及びヘッジ会計の要求事項 (IFRS 第 9 号のセクション 6) については (関連する経過措置を含む)、適用の影響に関してより多くの情報が利用可能となった時点で、別個にフィー

¹ 本質問票は IFRS 基準を適用している企業だけでなく、日本基準を適用している企業についても、仮に IFRS 基準を適用した場合に懸念される事項に関してご回答を頂いている。

² IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック (6.48 項) では、「審議会は、新基準又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビューの実施を求められる。適用後レビューは、通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約 30 か月から 36 か月後である。」とされている。

ドバックを求めることとしている。

6. 本情報要請では、本資料第5項で示した領域を除く IFRS 第9号の要求事項（以下「分類及び測定」の要求事項」という。）についてフィードバックを求めている。

(本情報要請の質問事項)

7. 本情報要請には、次の項目に対する質問が示されている。回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるとされている。

番号	質問項目
質問 1	分類及び測定
質問 2	金融資産の管理に関する事業モデル
質問 3	契約上のキャッシュ・フローの特性
質問 4	資本性金融商品とその他の包括利益
質問 5	金融負債と自己の信用
質問 6	契約上のキャッシュ・フローの条件変更
質問 7	償却原価と実効金利法
質問 8	経過措置
質問 9	その他の事項

III. 本質問票を通じて寄せられた主な意見

8. 本情報要請に先立って実施した、本質問票を通じて寄せられた主な意見を、本資料第7項で示した本情報要請の質問項目ごとに分類³したところ、主に次の項目について懸念する意見が聞かれた。

(1) 質問3：契約上のキャッシュ・フローの特性

- ① 金融資産の元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローの特性（以下「SPPI 要件」という。）に関する運用上の課題
- ア. 実務上に対応するための追加のガイダンスが複雑化しており、結果として実務上の多様性につながっている。
- イ. 基準設定時に想定されてなかった金融資産の新たな要素（例えば、ESG に関する変動要素といった非財務要素）の取扱いが明確ではなく、SPPI 要

³ 本質問票を通じて寄せられた意見の詳細は、参考資料1を参照。

件自体の見直しを検討すべきである。

(2) 質問4：資本性金融商品とその他の包括利益

① 資本性金融商品（非上場株式等）の公正価値測定

ア. 株式とりわけ非上場株式の公正価値測定については、公正価値評価の入手は財務諸表作成者にとってコストが嵩むが、財務諸表利用者はそれを必ずしも有用な財務情報と考えていない。非上場株式は、短期的な売買を目的としていないことや、譲渡制限がかかっていることも多いが、公正価値測定はこうした状況を反映していない。

② FVOCI オプションの取扱い

ア. 有用な財務情報を提供する観点からリサイクリングは必要である。

イ. FVOCI オプションの適用可否について、IAS 第32号「金融商品：表示」の要求事項に従って判断する必要があるが、金融商品の個々の特性により実質的な判断を伴うことから、運用上の課題が存在する。

(3) 質問9：その他の事項

① 組込デリバティブ

ア. 主契約が金融資産以外のその他の混合契約は、IAS 第39号における組込デリバティブの区分に関する評価が踏襲されているため、IFRS 第9号が当初想定した複雑性の低減は必ずしも達成されておらず、結果として混合契約に関する資産と負債の会計処理は不整合となっている。

② 当初認識時の公正価値と取引価格が異なる場合の会計処理

ア. 当初認識時の金融商品の公正価値と取引価格の差額を繰り延べる場合、当該金融商品の帳簿価額は公正価値でも償却原価でもない測定となっており、財政状態計算書における金融商品の測定に複雑性を生じさせている。

イ. 観察可能でないインプットに係る当初認識時の差額は繰り延べるが、事後測定において観察可能でないインプットのその後の変動は金融商品の公正価値に取り込むといった不整合が生じている。

IV. 本日の検討事項

9. 本日は、本質問票を通じて寄せられた意見及び第 172 回金融商品専門委員会での審議を踏まえて事務局が作成したコメント文案全体について、ご意見をお伺いしたい。

ディスカッション・ポイント

本情報要請に対するコメント・レターの文案全体について、ご意見があればいただきたい。

以 上

2022年1月XX日

国際会計基準審議会 御中

情報要請「適用後レビュー IFRS 第9号『金融商品』 分類及び測定」に対するコメント

(HP では非公表)

以上